

君津市電子入札約款

(目的)

第1条 君津市の契約に係る競争入札を電子計算機及び電気通信回線等、電子的方式の使用による入札（以下「電子入札」という。）で行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び君津市財務規則（昭和61年君津市規則第2号）その他の法令に定めるもののほか、この電子入札約款に定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、指定期日までに関係職員へ質問をすることができる。

2 入札書は、電子入札システムにより作成し、当該入札に係る公告又は通知に示した日時までに電子入札システムにより提出しなければならない。

3 入札参加者は、君津市入札参加資格者名簿に登載された代表者又は代理人（使用印鑑届兼委任状にある受任者をいう。）とする。

4 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札辞退)

第3条 入札参加者は、入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、電子入札システム又は紙様式により辞退届を提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、入札書提出締切日までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に、他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札

の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 指名競争入札において、入札参加者が1人である場合は、入札を取りやめることができるものとする。

3 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札執行の延期、又は紙入札への移行など運用の変更若しくは入札の執行を取りやめることができる。

(開札立会人)

第7条 開札の執行にあたり、当該入札の参加者は、開札に立ち会うものとする。

2 入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

3 ただし市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。

(入札の無効)

第8条 君津市財務規則第130条に規定するほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 委任状にある受任者以外の代理人がした入札

(2) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札(免除の場合を除く。)

(3) 必要事項を欠く入札

(4) 明らかに連合であると認められる入札

(5) 電子認証書を不正に使用した入札

(6) 入札書の金額が0円の入札

(7) 入札金額に対する内訳書(工事費内訳書又は見積内訳書等。以下「入札金額内訳書」という。)の提出が必要な入札において、入札金額内訳書の提出がない入札又は入札金額内訳書に重大かつ明白な不備のある入札

(8) 最低制限価格を設けている場合、最低制限価格を下回る金額での入札

(9) 低入札価格調査において、事情聴取に協力しない者又は契約担当者から指示された書類を指定した期限までに提出しない者のした入札

(10) 一般競争入札において、期限までに確認書類等を提出しなかった落札候補者のした入札

(11) 予定価格を事前公表した入札において、予定価格を超える金額の入札

(12) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭な入札

(13) 再度の入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札

(14) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第9条 入札参加者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けている場合は、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者を落札者とする。また、低入札価格調査基準価格を設けている場合で、その基準価格を下回った価格をもって入札をした者については、当該契約の内容に適合

した履行がされないおそれがあると認められるか否かを調査したうえで、落札者とする。
(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子入札システムにより電子くじを実施して、落札者を決定する。

(再度入札)

第11条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに電子入札システムによる再度の入札を行う。

2 前項の場合において、再度入札の回数は、原則として1回までとする。

(入札の不調)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は不調とする。

(1) 入札の結果、予定価格に達しないとき。

(2) 最低制限価格を設けている場合において、入札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札がないとき。

(3) 低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされると認められる者がいないとき。

(契約の締結)

第13条 落札者は、落札決定の日から原則7日以内に契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年君津市条例第49号）第2条に該当する議決を要する契約における仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

3 落札者が契約の締結を辞退又は期間内に契約を締結しないときは、入札参加資格抹消又は指名停止等の措置を講ずることができるものとする。

4 契約の締結において、契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準じる書面を契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(異議の申立て)

第14条 入札をした者は、入札後、本約款、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第15条 この約款に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この約款は平成24年4月1日から施行する。

この約款は令和2年4月1日から施行する。